

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について

警察庁では、マイナ経歴証明書の返納先に関する規定の整備を行うため、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none">電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム電子メール (menkyoka@npa. go. jp) <p>※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。</p> <p>※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。</p>
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局運転免許課法令係 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和8年6月12日（金）から 令和8年7月11日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

〈 凡 例 〉

- 新 府 令： 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
- 番 号 利 用 法： 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）をいう。
- マイナ経歴証明書： 道路交通法施行規則第30条の8第3項第1号に規定する運転経歴情報記録個人番号カードをいう。
- 特定在留カード等： 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）による改正後の番号利用法第18条の5第1項に規定する特定在留カード等をいう。

1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

道路交通法（昭和35年法律第105号）第105条の2第5項

3 命令等の内容

マイナ経歴証明書を有する者が免許を受けたときには、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会により運転経歴情報の抹消を受けなければならない一方、当該マイナ経歴証明書を番号利用法第17条第8項に規定する住所地市町村長に返納した場合には当該抹消を受ける必要がないこととされているところ、特定在留カード等への切替え時等において市町村（特別区を含む。）の長に返納した場合及び特定在留カード等であるマイナ経歴証明書を出入国在留管理庁長官に返納した場合についても同様に当該抹消を受ける必要がないこととする（新府令第30条の16第1項関係）。

4 施行期日

公布の日